

大使館からのお知らせ（治安事情に係る注意喚起）

〔労働組合による全国ストライキ〕

【ポイント】

- 9月下旬に行われた労働組合によるストライキは、政府提案を組合側が了承し、同月30日（日）に一旦終了しましたが、その後、組合側が「政府が提案内容を覆した」として非難し、それへの抗議および最低賃金受入れを要求する全国ストライキ（ゼネスト）を11月6日（火）より開始するとの声明を発出しています。
- ストライキが行われるか否かについての見通しは依然不透明であり、最新の関連情報の入手に努めてください。

【本文】

2018年10月29日

在ナイジェリア日本国大使館

1

（1）10月21日（日）、ナイジェリアの労働組合は、新たな最低賃金に関する組合側の要求が連邦政府に受け入れられない限り、国内全土において無期限のストライキを実施する旨表明していますが、これに対し29日（月）現在、連邦政府からは肯定的な回答は得られていない模様です。

（2）このため、組合側は、30日（火）に全国各地で労働者集会を開催すると表明しています。

2

（1）前回（※9月27日から）、労働組合によるストライキが行われましたが、10月4日（木）に政府が三者会合を開催して新たな最低賃金について交渉を行う旨提案し、組合側がこれを受け入れ、ストは9月30日（日）に終了しました。

（2）その後、組合側は、三者協議で合意に至ったとされる新たな最低賃金額について政府がこれを覆したとして非難を強めており、その際に合意に至ったとされる最低賃金額3万ナイラを連邦政府が受け入れなければ11月6日（火）から国内全土において無期限ストを行う旨表明しています。10月29日（月）現在、連邦政府は組合側の提案する最低賃金額を受け入れる動きを見ておりません。

(3) このまま双方の主張が平行線を辿る場合、11月6日(火)からストが開始される可能性も否定できず、また、9月下旬に一旦は矛を収めた組合側が新たなストにおいてどのような態度で臨むのかなどについても見通し困難な状況です。

(4) いずれにせよ、今後の成り行きは不透明ですので、最新の関連情報の入手に努めてください。

(現地在外公館連絡先)

○在ナイジェリア日本国大使館(領事班／警備班)

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは(国番号 234) 90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは(国番号 234) 80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：visanigeria@la.mofa.go.jp